



サービス助士の研修では対話を重視している  
―日本ケアフィット共育機構提供

### 障害者差別解消法

# 民間も合理的配慮義務

## 改正法 成立 ワンストップ相談へ前進も

障害者の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」の提供を民間企業に義務付ける改正障害者差別解消法が5月28日、参議院本会議で全会一致により可決、成立した。施行は公布日から3年以内。差別解消をめぐる相談窓口が分かりづらい現状を改め、ワンストップで相談を受ける窓口の設置も進む見通しだ。(福田敏克)

政府は今後、改正法に基づき基本方針を検討して閣議決定する。合理的配慮とは障害者が具体的な生活場面で直面する障壁について、行政機関や事業者が障害者との対話を通じて取り除くこと。これを怠ると同法の差別に当たる。

現在、行政機関は合理的配慮の提供が義務化されているが、民間企業は努力義務にとどまっている。今後は民間企業も障害者と個別に対話をするのが義務になる。

参院内閣委員会の審議では、飲食店に入ろうとした車いす利用者が入店を拒否され、農林水産省、厚生労働省それぞれの窓口で相談しても返答がないまま終わった事例などが報告された。

たらい回しに当たる事例が少なくないことから、改正法は国と地方自治体の連携協力の責務規定を新設。内閣府はこの規定を根拠にワンストップで対応する相談窓口を国のレベルで設ける意向だ。

一元化された相談窓口では、合理的配慮を義務付けられる企業側からの相談に応じることも想定する。

「合理的配慮とはどういうことか」については、2016年4月の法施行時から繰り返し議論されてきた。「困りごとを抱えた人を目の前にしたとき、『どうしたら良いか?』と想像する感覚が大事です」

合理的配慮をめぐる企業向けの研修会を年間200回超開く、公益財団法人日本ケアフィット共育機構(東京)の高木友子事務局長はこう話す。

「過度な負担にならない限り」という条件付きで規定されたものであり、こうすれば正解というものはない。「企業からは『まだやればいいのか?』という問い合わせがとて多い。法改正で義務になればさらに増えそう」と高木さん。それでも研修で伝えたいことは今までと同じだ。

同機構が21年前から始めた「サービス介入企業向けの研修会」は、1

000社以上の計19万人が受講した。その人に必要なことを、その場面に合ったやり方で行う「ケアフィット」ができる人材を育てるのが狙いだ。

改正法の施行までは、合理的配慮を自分事と捉えるための時間だと伝えるもので、国土交通省の接遇ガイドラインも推奨している。「社員のコミュニケーション力や業績が上がったという報告もあつた」と高木さん。改正法の施行までは、合理的配慮を自分事と捉えるための時間だと伝えるもので、国土交通省